

各 位

「各種預金規定」改定のお知らせ

平素は、群馬県信用組合（以下、「当組合」といいます。）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、平成30年1月1日より、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が施行されることを受けて、次の預金規定に、休眠預金等活用法に関する規定を追加する改定を行いましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する預金規定

- ・当座預金規定、普通預金規定、無利息型普通預金規定、貯蓄預金「わくわく家族」規定、通知預金規定、納税準備預金規定
- ・自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、期日指定定期預金規定、変動金利定期預金規定、まるまる定期預金規定、自動継続まるまる定期預金規定、定期性総合口座規定、定期性総合口座規定（無利息型普通預金）
- ・定期積金規定

2. 改定内容

- （1）休眠預金等活用法に係る異動事由に関する規定の追加
- （2）休眠預金等活用法に係る最終異動日等に関する規定の追加
- （3）休眠預金等代替金に関する取扱い規定の追加

※休眠預金等活用法に関する規定につきまして、ご不明な点がございましたら、当組合職員まで、ご確認ください。

3. 規定改定日

平成30年1月1日

すでにお取引のあるお客さまにつきましても、休眠預金等活用法の定めにもとづき、改定後の預金規定を適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※改定後の預金規定をご希望されるお客さまにつきましては、当組合窓口にて、お申し付けください。